

東京都社会保険労務士会会長 殿

東京労働局長

令和 3 年度臨時労働保険指導員の推薦について

貴会におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から労働行政の運営につきまして、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、例年、労働保険の年度更新業務にあたりましては、貴会所属社会保険労務士各位のご協力をいただいているところであります。

つきましては、令和 3 年度におきましても例年同様にご協力いただき、年度更新業務を進めて参りたいと考えておりますので、他の業務との調整をいただき、貴会から所属支部を通じ臨時労働保険指導員の推薦方よろしくお願い申し上げます。(各支部長には下記要領に基づき、別途当局から推薦の依頼を行います。)

また、局受理・相談コーナーへの臨時労働保険指導員の派遣につきましても重ねてお願い申し上げます。

記

1 趣 旨

労働保険事務について豊富な知識と経験を有する社会保険労務士及び社会保険労務士事務所で勤務する職員を臨時労働保険指導員（以下「指導員」という。）に委嘱し、労働保険の年度更新手続等について、事業主に対し適切な指導及び相談を行い、年度更新業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 資 格

下記のいずれかに該当する者で、年度更新業務に対し、理解を有し積極的協力意志のある者。

- (1) 東京都社会保険労務士会に所属する社会保険労務士。
- (2) 社会保険労務士事務所に勤務し、東京都社会保険労務士会支部長の推薦を受けた者。

3 職 務

労働保険年度更新申告書受理・相談コーナー（局・監督署内等に設置）会場において、申告書の作成指導、相談及び受理業務。

4 身 分

指導員は非常勤の一般職国家公務員であり、職務上知り得た秘密を守る義務、政治的行為の制限、地位利用の禁止等の国家公務員法の適用を受ける。

5 委嘱期間

令和3年6月14日（月）～令和3年7月12日（月）

6 推薦人数

令和3年度の労働保険年度更新申告書受理・相談コーナード数・人日を目安にして、所轄労働基準監督署と各支部の実情により調整してください。

7 推薦及び書類の提出

- (1) 協力希望者については、各支部長がその適否を判断の上、「推薦者名簿」に「承諾書兼口座振込依頼書」、「学歴・職歴申出書」を添付し、各労働基準監督署（支署）長あて提出してください。

なお、東京局内で過去に協力経験のない方に対しては「履歴書」の添付をお願いします。

- (2) 推薦者名簿、履歴書、承諾書、申出書等の書式に必要箇所を記載の上、押印をした原本（紙媒体）を、令和3年3月31日（水）までに各労働基準監督署（支署）長あて提出してください。

なお、「臨時労働保険指導員推薦者名簿」については、上記期日までに局担当者あて電子媒体によるデータ提出（全支部 下記アドレスへの提出）も併せてお願いします。

《提出先メールアドレス》

東京労働局 労働保険徴収部 適用・事務組合課

適用指導官 荻原 秀恒 ogihara-hidetsune.n81@mhlw.go.jp あて

【提出書類等】

各統括支部長、各支部長あて局から下記データを送信させていただきます。

- ① 労働基準監督署（支署）長あて送付状
- ② 臨時労働保険指導員推薦者名簿（一葉20名）
- ③ 承諾書・口座振込依頼書（**推薦者全員分作成**）
- ④ 学歴・職歴申出書（**推薦者全員分作成**）
- ⑤ 履歴書（**東京局管内署で過去に指導員の経験のない方のみ**）
- ⑥ 通勤届（**推薦者全員分作成 経路・運賃の確認に時間を要するため、活動日欄は空欄のまま推薦書類と併せて提出いただくもの。両面印刷様式です。**）

8 基本給与額について

指導員の基本給与額は、学歴・職務歴を勘案し決定された級号俸かつ勤務地に応じ規定される級地区分に対応した額を1日単価で取り扱う。

《令和3年度相談員級地別日額》

1級地	12,863円(最低)～14,766円(最高)	局・監督署所在地：特別区
2級地	12,434円(最低)～14,274円(最高)	監督署所在地：武蔵野市・町田市
3級地	12,327円(最低)～14,151円(最高)	監督署所在地：八王子市・青梅市
4級地	12,005円(最低)～13,782円(最高)	監督署所在地：立川市

9 その他

東京労働局で実施する申告書受理・相談コーナー【6月14日(月)～7月12日(月)】に指導員の派遣、及び当該支部との調整をお願いいたします。

局より、東京都社会保険労務士会担当者様あて「編成表」データを送信させていただきます。

令和3年3月31日(水)までに局担当者あて電子媒体によるデータ提出(下記アドレスへの提出) くださいますようお願いいたします。

《提出先メールアドレス》

東京労働局 労働保険徴収部 適用・事務組合課

適用指導官 荻原 秀恒 ogihara-hidetsune.n81@mhlw.go.jp あて

《局受理・相談コーナー開設期間・場所》

6月14日(月)～7月12日(月) 東京労働局 11階 国共用会議室 2-1・2-2

令和 年 月 日

労働基準監督署(支署) 長 殿

東京都社会保険労務士会 支部

支部長

令和3年度臨時労働保険指導員の推薦について

標題の件につきまして、別紙「臨時労働保険指導員推薦名簿」のとおり推薦いたします。併せて、承諾書兼口座振込依頼書、学歴・職歴申出書、通勤届及び履歴書(新規のみ)を添えて提出いたします。

臨時労働保険指導員推薦者名簿

姓と名の間は1文字空けてください。

新規の推薦者は【新規】・局相談コーナーに派遣予定の方は【〇月〇日局】・他支部等からの変更の場合は【前〇〇支部】と備考欄に必ず記入してください。

労働基準監督署

支部

番号	氏名	ふりがな	現住所(居住地)	登録番号	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

- 注1:委嘱状・身分証明書は上記氏名をそのまま使用しますので間違いのない様ご注意ください。
- 注2:社会保険労務士の資格を有する方は、登録番号欄に記入して下さい。
- 注3:新規の推薦者については、備考欄に「**新規**」と記入してください。
- 注4:局相談コーナーに派遣予定の方は備考欄「**7月12日 局**」等記入してください。
- 注5:同一期間において他支部と重複しないようご注意ください。
- 注6:今回の推薦に際し、前回他支部、事務組合協議会から変更になった場合には前支部名等を備考欄に記入願います。

承 諾 書

令和 年 月 日

東京労働局長 殿

	※推薦者名簿番号 (支部で記入)				
現住所	〒 ー ※勤務先住所ではなく、居住地の住所を記入願います。				
ふりがな					
氏名	Ⓜ				
生年月日	西暦 S・H	年	月	日	
昼間連絡先	<input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他()	TEL	()		
登録番号					
他署での委嘱 履歴(有・無)	委嘱年度⇒				
	他署名称⇒				

◎他署での委嘱履歴(有、無)欄には、必ず「有」又は「無」いずれかを、○で囲んで下さい。

「有」の場合:過去の委嘱年度(HOO~R□□)とし、委嘱された署の名称を記入して下さい。

私は、臨時労働保険指導員に就任することを承諾します。

口座振込依頼書

労働保険指導員の委嘱に伴う謝金は、下記に振込願います。

記

金融機関名	銀行 本店 金庫 支店
種 別	普通・当座・その他()
口座番号	
ふりがな	
口座名義人	
過年度委嘱の有無	有(H・R 年度に 署)・無 《有の場合》過年度と同一口座を指定 はい・いいえ

◎過年度委嘱の有無欄には、必ず「有」(有の場合は直近の委嘱年度と署の名称も記入)・「無」いずれか○で囲んで下さい。

◎過年度委嘱の有無欄に「有」とした場合、直近の年度と同一口座を指定するか否かも○で囲んで下さい。

◎振込先は、上記承諾者の個人口座または個人名が入っている個人事務所の口座でお願いします。

◎外資系及びインターネット系銀行は指定できません。

◎過年度と同一口座を指定する場合も確認のため必ず口座内容をご記入ください。

◎氏名、住所、振込先に変更があった場合、本承諾書に再度記入の上、再出をお願いします。

履 歴 書

現住所				Tel ()
氏 名			性別	男・女
生年月日	西暦・昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)			
勤務先				
勤務先所在地				Tel ()
年号	年	月	日	主 な 職 歴 及 び 現 職
年号	年	月	日	表 彰 歴
年号	年	月	日	賞 罰
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ⑩</p>				

※氏名は正しく楷書でご記入願います。

学歴・職歴申出書

あなたの給与額の決定に使用しますので、以下の1から4について記入してください。

1. 氏名

2. 採用された職種

3. 高校卒業年月

昭和・平成

年

月

4. 学歴及び職務歴

※ 高校卒業後の学歴及び職務歴のうち、確実に就学または勤務していた期間についてのみ記入してください。

※ 正社員、アルバイト等雇用形態を問わず記入してください。

※ 開始月及び終了月について、一月に満たない月も含めてください。

就学先、勤務先	職種等 (裏面より選択してください)	開始月	～	終了月	期 間	
(例)株式会社〇〇	1-A	H23.4	～	H26.12	3年	9月
			～		年	月
			～		年	月
			～		年	月
			～		年	月
			～		年	月
			～		年	月
			～		年	月
			～		年	月
			～		年	月
			～		年	月
			～		年	月
合 計					年	月

※ 記載の内容について、証明のための書類の提出を求める場合があります。

※ 記載した内容が事実と異なる場合は、給与の回収または処分の対象となることがあります。

以上に同意します。

令和 年 月 日

(□には本人がチェックをしてください。)

以下、採用担当者記載欄

採用職種の初任給号俸 級 号

学歴及び職歴 年

4号俸加算の可否 可 ・ 否

8号俸加算の可否 可 ・ 否

12号俸加算の可否 可 ・ 否

16号俸加算の可否 可 ・ 否

20号俸加算の可否 可 ・ 否

24号俸加算の可否 可 ・ 否

決定級号俸 級 号

裏 面

以下を組み合わせた番号をご記入ください。

- (例) 正社員で事務職であった期間・・・1-A
パートでサービス職であった期間・・・3-C
大学生であった期間・・・5-F

【雇用形態等】

- 1 正社員
- 2 フルタイムの契約社員
- 3 パートタイム
- 4 自営
- 5 学生

【職種】

- A 事務
- B 販売
- C サービス
- D 技術
- E その他
- F 学生

通 勤 届

各庁の長 東京労働局長		殿	勤務官署名	
			所在地	
相談員名	臨時労働保険指導員		氏名	
住 居				
委嘱年月日	令和 3 年 6 月 14 日	届出の理由が生じた日	令和	年 月 日
順路	通勤方法の別	区 間		
1		住居	から (経由)	まで
2			から (経由)	まで
3			から (経由)	まで
4			から (経由)	まで
5			から (経由)	まで
<p>(1) 通勤にかかる交通費の支給については、<u>一般職員における通勤手当の支給要件に準じた方法により算出するため、必ずしも実費が補償されるものではありません。(交通費は謝金と合算で支給されます。)</u></p> <p>(2) 通勤にかかる交通費の支給要件は、住居から勤務官署まで、徒歩により最短経路で通勤した場合の通勤距離が片道2km以上で、一般的には交通機関の利用距離が片道1km以上の場合は支給対象となります。また、自動車等(自転車含む)を使用する場合には、その区間の最短経路に応じた距離が片道2km以上の場合は、その最短距離に応じた定額が支給されます。</p> <p>(3) 通勤にかかる交通費の算出については、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる経路・方法での算出になります。(届出をした経路・方法と一致しない場合もあります。) また、<u>交通機関の運賃は、IC運賃での算出になります。</u></p> <p>(4) 通勤届は、<u>支給要件の有無に関わらず提出してください。</u></p>				

局担当者確認欄

- 適用・事務組合課担当者チェック欄(該当箇所には する。)
- 通勤手当の支給要件該当 通勤手当の支給要件非該当
- 通勤手当額適正

- 会計課担当者チェック欄(該当箇所には する。)
- 通勤手当の支給要件該当 通勤手当の支給要件非該当
- 通勤手当額適正
- 通勤手当日額

円

適用課担当者確認印

会計課担当者確認印

署 受 付 印 押 印 欄

署担当者確認欄

臨時労働保険指導員から届出された通勤届に添付が必要な書類

- (1) 住居から最寄り駅又は勤務官署までの地図(インターネット上で検索できるYahoo地図)
- (2) 住居の最寄り駅(バス利用の場合は最寄りのバス停)から勤務官署までの駅すばあと検索(業務課備付けの端末)

●署担当者チェック欄(該当する箇所に する。)

①住居から勤務官署まで、徒歩による最短経路が片道2km以上で、交通機関の利用者

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 住居と最寄り駅までの地図を添付 | <input type="checkbox"/> 住居最寄り駅から勤務官署までの駅すばあと検索を添付(IC運賃で検索) |
| <input type="checkbox"/> 交通機関の利用距離片道1km以上 | <input type="checkbox"/> 交通機関の利用距離片道1km未満(支給対象外) |

②住居から勤務官署まで徒歩による最短経路が片道2km以上で、利用する交通機関の中に住居から最寄り駅までバス利用している場合

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 住居と最寄り駅までの地図を添付(キロ数が表示されているもの) | <input type="checkbox"/> 住居最寄りバス停から勤務官署までの駅すばあと検索を添付(IC運賃で検索) |
| <input type="checkbox"/> 住居と最寄り駅まで徒歩による最短経路が片道1km以上でバスの利用距離片道1km以上 | |
| <input type="checkbox"/> 住居と最寄り駅まで徒歩による最短経路が片道1km未満又はバスの利用距離片道1km未満(支給対象外) | |

③住居から勤務官署まで徒歩による最短経路が片道2km以上で、自動車等(自転車含む)と交通機関の併用者

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 住居と最寄り駅までの地図を添付(キロ数が表示されているもの) | <input type="checkbox"/> 住居最寄り駅から勤務官署までの駅すばあと検索を添付(IC運賃で検索) |
| <input type="checkbox"/> 住居と最寄り駅まで徒歩による最短経路が片道2km以上 | <input type="checkbox"/> 自動車等(自転車含む)の最短距離片道2km以上(日額95円) |
| <input type="checkbox"/> 自動車等(自転車含む)の最短距離片道5km以上(日額200円) | <input type="checkbox"/> 自動車等(自転車含む)の最短距離片道10km以上(日額338円) |

④住居から勤務官署まで徒歩による最短経路が片道2km以上で、自動車等(自転車含む)の利用者

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 住居と勤務官署までの地図を添付(キロ数が表示されているもの) | |
| <input type="checkbox"/> 自動車等(自転車含む)の最短距離片道2km以上(日額95円) | <input type="checkbox"/> 自動車等(自転車含む)の最短距離片道5km以上(日額200円) |
| <input type="checkbox"/> 自動車等(自転車含む)の最短距離片道10km以上(日額338円) | |

⑤住居から勤務官署まで、徒歩による最短経路が片道2km未満(支給対象外)

- 住居と勤務官署までの地図を添付(キロ数が表示されているもの)

特記事項

- 通勤届が提出されなかった(支給対象外)

理由

上記チェックの結果、通勤にかかる交通費の合計額

交通機関(鉄道・バス)利用	自動車等(自転車含む)使用	1日の通勤にかかる交通費合計額
円 (往復)	円 (日額)	円

労災課長確認印

官署名	所在地
中央労働基準監督署	文京区後楽1-9-20飯田橋合同庁舎7F
上野労働基準監督署	台東区池之端1-2-22上野合同庁舎7F
三田労働基準監督署	港区芝5-35-2安全衛生総合会館3F
品川労働基準監督署	品川区上大崎3-13-26
大田労働基準監督署	大田区蒲田5-40-3月村ビル
渋谷労働基準監督署	渋谷区神南1-3-5渋谷神南合同庁舎
新宿労働基準監督署	新宿区百人町4-4-1新宿労働総合庁舎5F
池袋労働基準監督署	豊島区池袋4-30-20豊島地方合同庁舎1F
王子労働基準監督署	北区赤羽2-8-5
足立労働基準監督署	足立区千住旭町4-21足立地方合同庁舎4F
向島労働基準監督署	墨田区東向島4-33-13
亀戸労働基準監督署	江東区亀戸2-19-1カメラプラザ8F
江戸川労働基準監督署	江戸川区船堀2-4-11
八王子労働基準監督署	八王子市明神町3-8-10
立川労働基準監督署	立川市緑町4-2立川地方合同庁舎3F
青梅労働基準監督署	青梅市東青梅2-6-2
三鷹労働基準監督署	武蔵野市御殿山1-1-3クリスタルパークビル3F
八王子労働基準監督署 町田支署	町田市森野2-28-14町田地方合同庁舎2F
東京労働局 労働保険徴収部 適用・事務組合課	千代田区九段南1-2-1九段第三合同庁舎12F

記載例

①電車利用

通 勤 届

ご本人の住居を記入して下さい。

各庁の長		勤務官署名	中央労働基準監督署	
東京労働局長		殿	所在地	
			文京区後楽1-9-20	
相談員名	臨時労働保険指導員	氏名	東京 太郎 印	
住居	東京都豊島区△△ ○-○-○			
委嘱年月日	令和1年6月11日	届出の理由が生じた日	平成	年 月 日
順路	通勤方法の別	区 間		
1	徒歩	住居 から(経由) 東池袋駅 まで		
2	メトロ有楽町線	東池袋駅 から(経由) 飯田橋駅 まで		
3	徒歩	飯田橋駅 から(経由) 官署 まで		
4		から(経由)		
5		から(経由)		

氏名を記入し、本人印の押印をお願いします。(印鑑がない場合は署名のみでも可。)

記入しないでください。(実際の活動日に記入)

徒歩、JR〇〇線、都営メトロ〇〇線、バス、自転車、自動車等の交通手段を記入して下さい。

記載例

②バス+電車利用

通 勤 届

ご本人の住居を記入して下さい。

各庁の長		勤務官署名	中央労働基準監督署	
東京労働局長		殿	所在地	
			文京区後楽1-9-20	
相談員名	臨時労働保険指導員	氏名	東京 太郎 印	
住居	東京都小平市△△ ○-○-○			
委嘱年月日	令和1年6月11日	届出の理由が生じた日	平成	年 月 日
順路	通勤方法の別	区 間		
1	徒歩	住居 から(経由) 旭ヶ丘(バス停) まで		
2	西武バス	旭ヶ丘(バス停) から(経由) 国分寺駅北入口(バス停) まで		
3	JR中央線	国分寺駅 から(経由) 中野駅 まで		
4	メトロ東西線	中野駅 から(経由) 飯田橋駅 まで		
5	徒歩	飯田橋駅 から(経由) 官署 まで		

氏名を記入し、本人印の押印をお願いします。(印鑑がない場合は署名のみでも可。)

記入しないでください。(実際の活動日に記入)

徒歩、JR〇〇線、都営メトロ〇〇線、バス、自転車、自動車等の交通手段を記入して下さい。

令和3年度 臨時労働保険指導員活予定

※ 臨時労働保険指導員委嘱期間: 令和3年6月14日(月)から令和3年7月12日(月)

署	申告書受理・相談コーナー 期間	日数	回数	予 定 延指導員数 (人日数)	申告書受理・相談コーナー 以外の期間	日数	予 定 延指導員数 (人日数)	合 計 延指導員数 (人日数)
上野	7/1(木)~7/12(月)	8	8	21		2	4	25
三田	7/1(木)~7/12(月)	8	8	33	6/21(月)~6/30(水) 署会議室	8	15	48
品川	7/1(木)~7/12(月)	8	8	34				34
大田	6/29(火)~7/12(月)	8	8	18				18
渋谷	7/1(木)~7/12(月)	8	8	48				48
新宿	7/1(木)~7/12(月)	8	8	41				41
池袋	6/24(木)~7/12(月)	13	13	49	6/14(月)~6/23(水) 署会議室	8	8	57
王子	7/5(月)~7/12(月)	6	6	21				21
足立	6/25(金)~7/12(月)	12	12	28				28
向島	7/5(月)~7/12(月)	6	6	18				18
亀戸	7/2(金)~7/12(月)	7	7	25				25
江戸川	7/1(木)~7/12(月)	8	8	19				19
八王子	6/25(金)~7/12(月)	9	9	30				30
立川	6/24(木)~7/12(月)	13	13	40				40
青梅	7/7(水)~7/12(月)	4	4	8				8
三鷹	7/2(金)~7/12(月)	7	7	10				10
町田	6/29(火)~7/12(月)	10	10	14				14
局	6/14(月)~7/12(月) 11階会議室	21	21	87				87
87名(中央署 名/上野署 名/三田署 名/渋谷署 名/新宿署 名/池袋署 名)								
合計		180	180	594		22	35	629

【 参 考 】

R2年度		
臨時労働保険指導員		
委嘱数	辞退	総 数
89	1	88
25	0	25
40	1	39
33	4	29
20	0	20
66	0	66
53	1	52
40	2	38
13	0	13
19	2	17
18	3	15
29	0	29
19	0	19
30	0	30
40	1	39
8	0	8
10	0	10
14	0	14
局で委嘱するのではなく、該当署の委嘱者の中から配置させるもの		
566	15	551

R2		195	195	622		23	34	656
----	--	-----	-----	-----	--	----	----	-----

1級地 (特別区)	527
2級地 (武蔵野市・町田市)	24
3級地 (八王子市・青梅市)	38
4級地 (立川市)	40

合計	629
----	-----